

3号認定用(0~2歳児)

令和5年4月より、きょうだいの年齢制限を撤廃し、同一生計であれば、**第2子保育料半額、第3子以降保育料無償**とします。

(単位:円)

各月初日の教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)		
階層	定義	短時間	標準時間	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	1段目 第1子 0	0	
B	市民税非課税世帯	2段目 第2子 0	0	
C1	市民税均等割世帯	母子世帯、父子世帯又は在宅障害児(者)のいる世帯	5,800 0 0	6,000 0 0
C2		上記以外の世帯	3段目 第3子以降 11,700 5,800 0	12,000 6,000 0
C3	市民税所得割額 48,600円未満の世帯	母子世帯、父子世帯又は在宅障害児(者)のいる世帯	6,800 0 0	7,000 0 0
C4		上記以外の世帯	15,700 7,800 0	16,000 8,000 0
C5	市民税所得割額 57,700円未満の世帯	母子世帯、父子世帯又は在宅障害児(者)のいる世帯	6,800 0 0	7,000 0 0
C6		上記以外の世帯	20,600 10,300 0	21,000 10,500 0
D1	市民税所得割額69,000円未満の世帯	23,500 11,700 0	24,000 12,000 0	
D2	市民税所得割額79,500円未満の世帯	25,500 12,700 0	26,000 13,000 0	
D3	市民税所得割額97,000円未満の世帯	28,500 14,200 0	29,000 14,500 0	
D4	市民税所得割額115,200円未満の世帯	31,400 15,700 0	32,000 16,000 0	
D5	市民税所得割額133,500円未満の世帯	35,300 17,600 0	36,000 18,000 0	
D6	市民税所得割額153,400円未満の世帯	38,300 19,100 0	39,000 19,500 0	
D7	市民税所得割額169,000円未満の世帯	41,200 20,600 0	42,000 21,000 0	
D8	市民税所得割額180,500円未満の世帯	44,200 22,100 0	45,000 22,500 0	
D9	市民税所得割額200,000円未満の世帯	47,100 23,500 0	48,000 24,000 0	
D10	市民税所得割額239,000円未満の世帯	49,100 24,500 0	50,000 25,000 0	
D11	市民税所得割額301,000円未満の世帯	54,000 27,000 0	55,000 27,500 0	
D12	市民税所得割額397,000円未満の世帯	58,900 29,400 0	60,000 30,000 0	
D13	市民税所得割額397,000円以上の世帯	70,700 35,300 0	72,000 36,000 0	

備考

- 教育・保育給付認定保護者に係る利用者負担額は、次の各号に掲げる特定被監護者等の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
 - 特定被監護者等のうち最年長者である保育認定子ども この表の上段の金額
 - 特定被監護者等のうち2番目の年長者の保育認定子ども この表の中段の金額
 - 特定被監護者等(そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。)である保育認定子ども この表の下段の金額
- D1階層及びD2階層(市民税所得割額が77,101円未満の場合に限る。)に該当する世帯のうち、母子世帯、父子世帯又は在宅障害児(者)のいる世帯にあっては、C5階層の利用者負担額を適用する。